

西宮商工会議所報

西宮逸品図鑑

第11回

伝統の火を絶やさず、新しい時代の和紙を作る
「名塩雁皮紙」(谷徳製紙所)

特集 feature

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

～国・県・市・会議所の支援内容まとめ
(4月15日時点)～

CONTENTS

特集 feature

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ
～国・県・市・会議所の支援内容まとめ(4月15日時点)～ … P1～4
専門家 Q&A … P5
コラム「快進撃企業に学べ」 … P6
INFORMATION … P7～9
がんばってます … P10
KJ's Kitchen / CS BURGER
Monthly あ・ら・かると … P11
福おんな通信 女性会の活動 … P12
Blue Navi 青年部からのご案内 … P13
西宮逸品図鑑 … P14
名塩雁皮紙(谷徳製紙所)

国・県・市・会議所の支援内容まとめ（4月15日時点）

▶ **資金繰り支援** 業績が悪化している中小企業などを支援するため融資や保証などの枠を拡大します。

民間金融機関による信用保証付融資

セーフティネット (SN) 保証4号：売上高が5%以上減少した中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に、金利を一律0.9%引き下げ今後3年間は0%台の金利で融資を受けられます。

セーフティネット (SN) 保証5号：売上高が15%から20%減少するなどより厳しい経営状況の企業には利子にあたる金額を国が補填し信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子で融資を受けられます。

セーフティネット (SN) 保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種*を対象に100%保証。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠(2.8億円) + SN保証枠(2.8億円) + 危機関連保証枠(2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

政府系金融機関（日本政策金融公庫等）による融資

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付（公庫） 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし	新型コロナウイルス感染症特別貸付（公庫） 新型コロナウイルス対策マル経融資（商工会議所） 危機対応融資（商工中金） 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応	
		+ 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- ・ 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※ 平日・土日祝日9時00分～17時00分
- ・ 金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）※ 平日10時00分～17時00分
※ IP 電話からは03-5251-6813におかけください

信用保証付き融資における保証料・利子減免 令和2年度補正予算の成立が前提

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【対象要件】 SN 4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）

…………売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

②小・中規模事業者（①除く）

…………売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2

…………売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】 3000万円 **【担保】** 無担保 **【据置期間】** 5年以内

【保証料補助割合】 1/2 または 10/10 **【金利補給期間】** 当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

特別利子補給制度 令和2年度補正予算の成立が前提

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資（商工会議所）」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

【適用対象】日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資（商工会議所）」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間

・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円 （商工中金）危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

持続化給付金 令和2年度補正予算の成立が前提

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>



兵庫県中小企業等融資制度（①③④は5%以上、②は15%以上の売上減少が必要です）

①新型コロナウイルス対策貸付………売上減少時の運転資金！

利率：年0.70%（固定） 期間：10年（据置2年）以内、限度額：2.8億円

②新型コロナウイルス危機対応貸付………別枠保証を利用！

融資条件：①と同じ その他：危機関連保証と連動

③経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）………迅速な審査！

利率：金融機関所定利率 期間：10年（据置1年）以内、限度額：5,000万円

その他：取扱金融機関と1年以上の与信取引等が必要

④借換等貸付（新型コロナウイルス対策）………既往債務の負担軽減！

利率・限度額：①と同じ その他：県融資制度の借換により返済負担の軽減が可能

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



西宮市中小企業融資制度（売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している事業者、6月30日融資実行分まで）

①小規模事業資金

利率：1.40% 期間：7年以内 限度額：300万円 その他：3年間利子補給、信用保証料全額負担

②短期事業資金融資制度

利率：1.60% 期間：1年以内 限度額：1,000万円

その他：全額利子補給、信用保証料全額負担

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/sangyoshinko/kinyushisaku/09585702020032315370.html>



▶ 雇用維持・経営環境の支援

雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】 ※下線が令和2年4月1日から拡大

○助成内容・対象の大幅な拡充 ※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10、大企業 3/4）
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400円、大企業 1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が
6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



▶ 税制の支援

納税の猶予の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少した場合に1年間納税を猶予
※前年同期比概ね20%以上

● 担保は不要 ● 延滞税は免除

※標準的な税の納付期限

- ・ 法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- ・ 消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）

※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）

- ・ 申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- ・ 固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html



会員事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う在宅勤務等の推進について（協力要請）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、13日経済産業大臣から日本商工会議所会頭及び全国会議所会頭へ「在宅勤務等の推進について」協力依頼がございました。

在宅勤務が可能な業種・業態で、テレワーク等の仕組みを導入されておられる会員事業所におかれましては、可能な限り従業員の在宅勤務を推進されるようお願い申し上げます。

なお、在宅勤務への対応が難しい業種・業態の事業所におかれましては、密閉・密集・密接の3つの「密」を避けるために、事務所や工場等において従事人数の密度を下げる、公共交通機関の混雑を避けるための時差通勤を認めるなどの一層の工夫をお願いいたします。

なお、在宅勤務をはじめ、感染症対策の支援策については、以下のサイトをご参照ください。

中小企業庁

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

この緊急事態の一日も早い終息に向け、みなさまのご協力をお願いいたします。

また、当会議所も、明日16日以降次の対策を講じることにより、感染予防対策を一層強化してまいります。

① 在宅勤務の推進

会議所職員の半数を在宅勤務とし、出勤する職員を極力減らす取り組みを行います。

② 会員サービスに関する業務

貿易証明発給業務や各種共済の加入手続き、貸し会議室の受付事務などについては、郵送・電話・FAX・メールなどによる対応を原則とし、窓口への来所につきましては、10時～16時にお越しいただきますようお願いいたします。

③ 相談業務

相談業務については、人と人との接触機会を減らす趣旨から、従来の巡回や面談から、電話やインターネット（メールなど）による対応を原則とします。ただし、やむを得ず巡回や面談による相談が必要な場合は、3つの密（密集、密着、密閉）を回避する措置を取った上で対応します。

④ その他

会議所職員は常にマスクを着用し対応いたしますのでご了承ください。

なお、対応期間は、緊急事態宣言発令の期間（令和2年4月7日（火）～令和2年5月6日（水））といたします。

お問合せ：西宮商工会議所 TEL（代表）：0798-33-1131 FAX：0798-33-3288
e-mail：info@n-cci.or.jp

Q 一般消費者向けにウェブサイトによる通信販売を企画していますが、プライバシーポリシーといった個人情報の取扱規定以外で、法規面での注意するポイントはなんですか？

A まず提供予定の商品・役務が、食品・酒類や医薬品・化粧品のように、販売行為自体に許可が必要なものの可否か、確かめましょう。次は利用規定について、いわば契約書にあたるものですから、安直な策定は禁物です。通信販売にはクーリング・オフ規定がありませんので、リスクを踏まえた決済方法とともに、商品であれば返品、役務提供ならばキャンセルの規定は慎重に策定する必要があります。その他「事業者は一切責任を負わない」などはもちろん、「事業者が

Q ひき続いて個人情報の取扱についてと、SNSを利用した広報活動での注意すべきポイントについてうかがいます。

A 一般消費者の顧客情報をデータベース化して保持していれば、個人情報取扱事業者としての責務を負うことになります。そのため利用目的や範囲を定めるプライバシーポリシーの策定は、上記の利用規定とともに慎重な策定が求められます。この顧客情報については、個人情報保護法上で不適法とされる取得方法以外に、担当者が以前の勤務先だった競業他社から持ち出したものを利用すれば、不正競争防止法に反する場合もあります。次に SNS を利用した事業の

責任を認めた場合のみ賠償する」といった、一方的に消費者側が不利な規定は消費者契約法で無効とされます。また、事業者の氏名・名称、住所、電話番号や具体的な決済方法、送料など代金以外の費用を必ず明示するといったルールは、特定商取引法に定められています。最後に、サイト上の商品・役務の説明や価格表示は広告にあたりますので、期間限定セール価格と表示していても、値下げ前の価格での販売期間や実績がなければ、景品表示法に違反しますし、商品の性能や役務内容の誇大広告については、景品表示法とともに特定商取引法にも違反することもあります。加えて医薬品や旅行などは、薬機法、旅行業法といった関係法令による広告規制もあります。

広報活動にあつては、競業他社の信用を貶める虚偽の事実を発信すると、同じく不正競争防止法に反することになります。また他社商品と比して自社商品が優れているなどの投稿は、比較広告として、①比較内容の客観的な実証、②実証データの正確かつ適正な引用、③公正な比較方法であることといった、3つの条件を満たしていなければ、消費者の適正な選択を妨げる景品表示法上の不当表示に該当します。他にも自社の商品・役務がテレビで紹介された場合、画像の著作権はメディア側にあるので、録画の無断投稿は非常に危険な行為です。雑誌の場合ですと、掲載記事を投稿する際は出版元に確認をとるのが賢明です。

兵庫県行政書士会 阪神支部 広報部

補助金情報

I 国の補助金情報

①ものづくり・商業・サービス補助

対象：中小企業・小規模事業者等

補助上限：原則1,000万円

補助率：中小1/2 小規模2/3

申請：4月20日(月)～5月20日(水)

問合せ先：ものづくり補助金事務局

※上記締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設けます。

※令和2年度補正予算にて、特別枠創設予定。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

②小規模事業者持続化補助金

対象：小規模事業者等

補助額：50万円 補助率：2/3

2次締切：6月5日(金) 当日消印有効

問合せ先：西宮商工会議所

※上記締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設けます。

※令和2年度補正予算にて、特別枠創設予定。

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

③IT導入補助金

対象：中小企業・小規模事業者等

補助額：30～450万円 補助率：1/2

申請(2次)：6月頃予定～6月末頃予定

問合せ先：一般社団法人サービスデザイン推進協議会

※上記締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設けます。

※令和2年度補正予算にて、特別枠創設予定。

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

II 県の補助金

④起業家支援補助金(兵庫県)

・ミドル起業家支援事業

対象：満35歳以上55歳未満で、令和2年4月1日から令和3年1月末日までに、起業した方・する方

補助額：上限100万円 補助率：1/2

申請：4月1日(水)～6月26日(金)

問合せ先：(公財)ひょうご産業活性化センター

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/midorukigyoka.html>

・ふるさと起業・移転促進事業(東京23区枠)

対象：東京圏からUJIターンにより兵庫県へ移住し、県内で起業を目指す方

補助額：上限100万円 補助率：1/2

申請：4月1日(水)～6月26日(金)

問合せ先：(公財)ひょうご産業活性化センター

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/hurusato23ku.html>

※その他若手等一般枠の募集に関しては、4月20日頃に要綱が発表される予定です。

⑤事業継続支援事業補助金

対象：県内の商工会・商工会議所の指導を受け、事業承継計画を策定した者

補助額：上限400万円 補助率：1/2

申請：3月25日(水)～4月30日(木)

問合せ先：西宮商工会議所

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jigyokeizoku.html>



西宮市内飲食店有志が
Facebook ページを開設されました。

がんばろう！西宮
～コロナに負けない飲食店の会～



**自動車税種別割の納期限は
6月1日(月)です。**

お忘れなく！



※令和元年10月1日から「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されています。

—兵庫県・西宮県税事務所—

北部地域における新型コロナウイルスに関する出張経営相談室

相談無料

予約優先

今般の新型コロナウイルスの広がりにより、影響を受けているまたは、その恐れがある事業者を対象に無料で相談に応じます。お気軽にお越しください。

日 時：令和2年5月20日(水) 13:00～16:00 (相談時間：1社30分まで)
☐ 13:00～13:30 ☐ 13:30～14:00 ☐ 14:00～14:30
☐ 14:30～15:00 ☐ 15:00～15:30 ☐ 15:30～16:00
場 所：塩瀬公民館(名塩新町1) ※変更の場合有り
主 催：西宮市・西宮商工会議所
お問合せ：西宮商工会議所 経営支援課 担当：金谷(カナヤ) TEL：0798-33-1257

働き方改革相談窓口

雇用に関する助成金の活用を検討されている事業者、働き方改革の実現に向け就業規則、賃金制度、人事制度を見直したい事業者の方を対象者に社会保険労務士が個別対応します。※雇用調整助成金についてもご相談いただけます。

主 催：兵庫県働き方改革推進支援センター
協 力：兵庫県社会保険労務士会西宮支部／西宮商工会議所
開催日時：原則 毎月の第3木曜日 ※相談時間：1社1時間
開催場所：西宮商工会館 本館2階個別相談ブース
定 員：要予約で先着4事業所まで
ご予約・お問合せ：経営支援課 池田 TEL：0798-33-1257

定例融資個別相談会 開催 ～運転資金・設備資金の融資をお考えの方へ～

西宮商工会館において、日本政策金融公庫(神戸東支店)融資担当者による融資個別相談会を予約制で毎月開催していますので、お気軽にご連絡下さい。開業資金をお考えの方もご相談できます。当会議所に、事前相談することも可能です。

相談内容は、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資、マル経融資※、開業融資等です。

※5月の相談会は中止とさせていただきます。
 ※マル経融資制度：小規模事業者向けの無担保・無保証・低金利(4月1日現在1.21%)の融資制度です。

開催日	令和2年			
	6月9日(火)	7月14日(火)	8月18日(火)	9月8日(火)
	10月13日(火)	11月10日(火)	12月8日(火)	
	令和3年			
	1月19日(火)	2月9日(火)	3月9日(火)	

開催時間：13:00～16:00 (相談時間：1社30分)
場 所：6月 西宮商工会館 本館3階308号室
 7月～予定) 西宮商工会館 本館2階個別ブース
定 員：各開催日とも要予約で先着6事業所まで
持 参 物：・直近の決算書、確定申告書(2期分)
 ・最近の試算表 ・借入明細書など
お問合せ：西宮商工会議所 経営支援課 久保
 TEL：0798-33-1257

西宮商工会議所 5 月行事予定

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7 ●専門技術相談室	8	9
10	11	12	13	14 ●専門技術相談室	15	16
17	18	19	20 ●北部出張経営相談室	21 ●専門技術相談室 ●働き方改革相談窓口 ●小規模事業者持続化補助金個別相談会	22	23
24/31	25 ●正副会頭会議、 第634回常議員会	26	27	28 ●専門技術相談室 ●兵庫県商工会議所連 合会 5月専務理事・ 事務局長会議	29	30

兵庫県技術士会「専門技術相談室」のご案内

お抱えの技術的な問題や課題に対して、**当日の窓口技術士や本会の多彩な技術士たちが速やかにお応えします。**

【場所】特定非営利活動法人兵庫県技術士会阪神分室（西宮商工会議所本館2階）

無 料

日 時	窓口技術士	技術部門	兵庫県技術士会の対応
5月7日(木) 13:30~17:00	渡辺 拓也	建設 総合技術監理	★兵庫県下の企業や団体等に対して、技術的助言、支援、協力、教育に関する事業を行い、地域産業の振興、発展、国際協力等の公益増進に寄与することを目的としています。様々な技術と経験を持った技術士が所属しており、技術部門は機械、船舶・海洋、電気電子、化学、繊維、金属、建設、上下水道、衛生工学、経営工学、情報工学、応用理学、環境、総合技術監理部門の多岐に亘ります。 ★技術的な問題や課題などを当日の窓口技術士ならびに当会所属の約80名の技術士が迅速にお応えしますので、お気軽にご相談ください。兵庫県技術士会一同、ご来室をお待ちしております。 (兵庫県技術士会ホームページ：http://www.hpea-npo.com)
5月14日(木) 13:30~17:00	秋末 徹	織 維	
5月21日(木) 13:30~17:00	細谷 陽三	金 属	
5月28日(木) 13:30~17:00	深田 晃二	衛 生 工 学	

■補助金等支援制度に関する無料相談■

技術開発に必要な資金の補助や融資等の公的助成制度の特徴、適用や申請手続き等
お問合せ先 西宮商工会議所 TEL.0798-33-1131

～であい、ふれあい、会員づくり～

会員募集キャンペーン実施中

西宮商工会議所では、組織の充実と強化を図り、より信頼される会議所となるため現在、「会員増強運動」を実施しています。趣旨をご理解いただき、ご入会くださいました事業所の皆様には誌上を借りまして、厚くお礼を申し上げます。

新入会員紹介

一層のご繁栄を祈念いたします。

西宮商工会議所 TEL.0798-33-1131

事業所名	所在地	電 話	業 種・HPアドレス
Marriage Shine	西宮市苦楽園四番町5-37	080-1477-0810	結婚情報サービス https://marriage-shine.net/
創星プラン (兵庫ブルーサンダース)	西宮市山口町上山口 2-29-27	090-7961-9287	広告代理、野球独立リーグ https://hbs.sd-esp.jp/
株式会社PLAN	西宮市弓場町8-36	0798-34-4777	インテリア施工業

※令和2年2月に入会された会員様で、掲載を希望された会員様のみ掲載しています。



It can do it's best Worker.

この会社

このみせ

このひと

がんばってます

会員事業所紹介

KJ's Kitchen

**日本でここだけ！
本場アメリカ ニューメキシコ州で
食べられる料理をそのまま西宮に！**

アメリカ、ニューメキシコ州出身のオーナーが本場の味を皆さんに味わっていただきたく2019年10月にレストランをオープンいたしました。

お店ではここでしか食べられないグリーンチリを使ったニューメキシコ料理をはじめ少し変わったアメリカ料理をお楽しみいただけます テイクアウトは全て¥100引き（チップス類ドリンクを除く）お電話いただければお待たせいたしません。



【所在地】西宮市松原町5-24 2F
【TEL・FAX】0798-32-0345
【URL】<https://kjskitchen241417686.wordpress.com/>
<https://www.facebook.com/kjskitchenjp/>
【E-mail】kjskitchenjp@gmail.com
【営業時間】11:30～22:00（5月中 11:30～20:00）
【定休日】水曜日
【駐車場】無し



本誌持参の方
コーラ、ジンジャー、ドクター
ペッパーのうち好きなドリンクを
1本サービスいたします
(2020年5月末まで)

CS BURGER (シーエスバーガー)



焼き肉店を20年以上経営し肉を知り尽くしたオーナーが手掛けるハンバーガーショップです。1センチ角に切った手切り牛肉をつなぎを使わず作る肉感満点のパティが自慢です。



【所在地】西宮市西田町5-1さんらいふ
(阪急高架下商店街)
(阪急夙川駅より徒歩約12分)
【TEL】0798-77-2951
【営業時間】11:00～22:00
【定休日】月曜日
【駐車場】有り（3台・共同）

経営発達支援計画

当所では、経済産業省より平成27年に第1期経営発達支援計画が認可され、事業を推進してまいりました。しかし、令和元年度で計画期間が終了するため、昨年に大幅改正された小規模事業者支援法に基づいて、第2期経営発達支援計画を作成し、経済産業省に申請し、再度、採択されました。今後は、新計画に基づき、小規模事業所に対する伴走型支援事業を推進してまいります。目標及び事業内容は次の通りです。

(目標)

1. 支援先事業所に対し、経営者として自立を促し、自身で事業を維持・発展させる能力の定着を図る。
2. 支援先事業の発展的拡大及び事業のステップアップを支援する。
3. 起業家を発掘・育成し新規事業者の増加を図ると

ともに、事業所の事業承継による新陳代謝を促し、既存事業者の経営の持続・発展を図る。

4. 地域資源活用・地場産業のブランド化により地域産業の活性化を図る。
5. 経営指導員の能力向上を図り、伴走型支援の効果を増加させることで上記1～4の目標達成を図る。

(事業内容)

1. 地域の経済動向調査に関すること
2. 経営状況の分析に関すること
3. 事業計画策定支援に関すること
4. 事業計画策定後の実施支援に関すること
5. 需要動向調査に関すること
6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること
7. 地域経済の活性化に資する取組

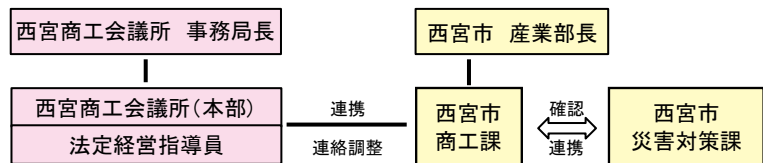
詳細は右のリンクからご確認ください。 <https://n-cci.or.jp/keieihattatsushien/>

事業継続力強化支援計画

近年、相次ぐ大規模災害は国内事業者をはじめ、小規模事業者に甚大な影響を及ぼしています。平成30年の西日本豪雨災害、台風20、21号による被災や、今後30年以内に発生する確率が70%～80%と予想される南海トラフ地震などの自然災害などに加えて、本年に入ってからには感染症による影響拡大が懸念されています。新型コロナウイルスの感染は全国的に拡大し、工場の操業停止によるサプライチェーンに対する影響や国内の消費の落ち込みが顕著に見られるなど、経済に多大な影響が及ぼしています。

これら小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業強靱化法」の施行に基づいた、「小規模事業者支援法」の一部改正があり、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会議所が市と共同で支援していくこととなりました。

西宮商工会議所は西宮市と連携し、上記に対する「事業継続力強化支援計画」を作成し、取組を強化していきます。具体的には、洪水、地震・津波、土砂災害など現状の西宮市内の地域災害リスクやこれまでの西宮市・西宮商工会議所の取組み、課題を踏まえ、小規模事業者に対する支援目標の設定や、発災時の連絡、発災後の復興支援のための西宮市～西宮商工会議所、及び関係機関との連携体制を構築・強化する内容としています。



この「事業継続力強化支援計画」の内容につきましては、以下のリンクからもご確認ください。

(兵庫県ホームページ：事業継続力強化支援計画) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jigyokeizokuryoku-kyoukashien.html>

女性会に入会して良かったことは？

🐦 楽しく多くの学びを得ています。

女性会に入り、様々なイベントをお手伝わせていただくなかで、西宮市民が参加できるイベントが数多くあることを知りました。そして、親睦会や担当部署のみなさんとの話し合いに参加していくうちに仲間意識も高まりました。

経営者である諸先輩方々から、経験者だから分かることや、女性だから気がつくことなど様々なアドバイスをいただき、とても有意義な時間を過ごしています。とくに、常に「自分たちで西宮のためにできることは何か？できることをしよう！」と、ボランティア精神と助け合いの精神を発揮される姿勢には、学ぶことがたくさんあります。

これからもこの素敵な会で、いろいろな出会いと学びを重ね、私自身、成長していきたいと思います

株式会社 AI プランニング 内藤 知子

女性会 令和2年度スケジュール(予定)

毎月	役員会
5月	定時総会・懇親会
夏頃	第32回関西西商工会議所女性会連合会総会 大阪大会
8月	納涼会
秋頃	第51回全国商工会議所女性会連合会 岡山全国大会
10月	酒ぐらルネサンスと食フェア参加出店
秋頃	第21回フラワーフェスティバル in 西宮 参加出店
秋頃	第28回兵庫県内商工会議所女性会 交流会(尼崎)
秋頃	阪神7市1町女性会 若手後継者等育成事業(川西)
12月	忘年会
1月	新年会
随時開催	例会ヒントの会、西宮しあわせ物語(婚活事業)

会
員
募
集
中

Tel : 0798-33-1257

西宮商工会議所 女性会担当

ホームページは、こちら

<https://n-cci.or.jp/joseikai/>



前月と比べたDI値の動き

↑ 改善

→ ほぼ横ばい

↓ 悪化

早期景気観測 業種別の動向

2020年3月調査結果



建設業



深刻な人手不足の影響が続くほか、新型コロナウイルス流行の影響に伴い、中国で生産されている住宅設備機器や建築資材などの納品遅れ・欠品の影響が強く、悪化。今後の設備投資意欲の減退を懸念する声も多く聞かれた。

製造業



新型コロナウイルスの流行が、工作機械や自動車、産業用機械関連の生産活動に影響を与えているほか、イベントの自粛等による需要低迷や休校措置により給食関連の受注がキャンセルされた飲食料品関連が大きく下押しし、悪化。また、物流の混乱による部品や資材の調達難を指摘する声が幅広い業種から聞かれた。

卸売業



新型コロナウイルス流行の影響により宿泊業や外食、給食等の需要が低迷した農畜水産物・飲食料品関連が全体を押し下げ、悪化。また、建設業関連の業種からは、中国で生産される部品や資材の納品遅れ・欠品を指摘する声が聞かれた。

小売業



新型コロナウイルスの影響に伴うマスクや除菌関連商品、トイレットペーパー等の紙類、食料品、日常消耗品等の買いだめの動きが一部に見られ、一時的な需要増はあったものの、インバウンドの減少や、国内客の外出自粛を受けた客足の著しい落ち込み、物産展や催事等の中止の影響により売上が激減し、大幅に悪化。

サービス業



新型コロナウイルスの影響によりインバウンドを含む観光需要の激減や外出を控える動きが広がる中、団体旅行客や国内客からのキャンセルが相次いだ宿泊業や飲食業の売上が大幅に悪化し、調査開始以来、過去最大の悪化幅^(※)を記録(※今月は▲27.2ポイントの悪化。これまでは2011年4月時の▲14.9ポイント)。

令和2年度 委員長紹介

【総務委員会 委員長 阪下 元康】(一番左)

今年度も二年連続で総務委員長を拝命致しました阪下と申します。主な職務は総会や役員会などの会議の設営、及び忘年会の設営です。昨年度の経験を活かし、懇親会も含め各種会議にご参加いただいた皆様が活発な意見交換を行っていただけるよう、また忘年会では会員の皆様が一年間の労をしっかりと労えるよう、精一杯設営に努めてまいります。一年間、宜しくお願い致します。

【広報委員会 委員長 松下 欣史】(左から二人目)

今年度、広報委員会委員長を拝命しました松下欣史です。当委員会ではブルーナビ・HP・Facebookを通じて、青年部の各種事業の情報などを発信してまいります。今年度は新年度交流会も担当しますので、そちらの様子も後日お伝えいたします。年代の近い方との交流を通じて自己研鑽にも繋がる会です。興味のある方は、是非とも一緒に活動しましょう。

【拡大委員会 委員長 好士崎征寛】(右から二人目)

本年度、拡大委員長を務めさせて頂きます好士崎征寛です。

事業は『会員拡大』『酒ぐらルネサンス』『新会員歓迎会』を担当いたします。昨年度の交流委員長としての経験を活かし、また1年間頑張っております。入会したいと思われる青年部、入会して良かったと思われる青年部づくりを目指し、委員会メンバーの皆さんと楽しい1年間を過ごしていきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

【交流委員会 委員長 柴原 重太】(真ん中)

交流委員長を拝命した柴原です。今年の交流委員会は「卒業生を囲む会」、「納涼会」、「卒業例会」、「阪神七市一町」、そして「他団体との交流」を担当いたします。

頼もしい委員会メンバーと共に、皆さんが参加したくなるような魅力ある事業を考えていきます。

「楽しそう!」と思ったら、ぜひ参加してみてください。一年間、よろしくお願いいたします。

【スポーツ研修委員会 委員長 助野 誠】(一番右)

2021年のオリンピックイヤーに向けてスポーツ研修委員長を担当する事になりました助野と申します。

当委員会では、年間3回のスポーツに関係したイベントを行う予定です。

日頃、なかなか身体を動かす時間が取れない会員が楽しめる企画を考えております。

「皆さん、一緒に良い汗を流しましょう!」今年1年、宜しくお願いいたします。



令和2年度 年間スケジュール

行事年間スケジュール			
4月	新年度交流会(中止)・2019年度卒業式(延期)	10月	酒ぐらルネサンス
5月	定時総会(書面決議)	11月	スポーツイベント
6月	卒業生を囲む会	12月	忘年会
7月	OB交流ゴルフ	1月	臨時総会
8月	納涼会(家族招待)	2月	新会員歓迎会
9月	研修事業	3月	2020年度卒業式

※新型コロナウイルス感染症対策のため、各種事業が中止・延期することもございますので、予めご了承願います。

青年部 会員募集

2020年度に向けて新入会員を募集しております。
青年部入会資格は、商工会議所の会員事業所で、経営者及び後継者又は幹部社員で50歳未満の方。

【年会費】12,000円

【窓口】西宮商工会議所 新垣/荒木
TEL: 0798-33-1258

西宮逸品図鑑

第11回

市内の優れた商品（モノ）
を紹介する新企画です。伝統の火を絶やさず、新しい時代の和紙を作る
名塩雁皮紙

谷徳製紙所

西宮を代表する伝統工芸品、名塩の手漉き和紙。その歴史は古く、江戸中期には「名塩千軒」と呼ばれるほど栄えた。現在は2軒のみがその伝統を守っている。独自の手法で作られる和紙の新しい魅力を発信している職人を訪ねた。



自然な風合いが味わい深い便箋、一筆箋、名刺など

◆名塩ならではの雁皮紙

工房で、漉舟（すきぶね）、漉桁（すきげた）と呼ばれる木枠を入れて、溜め漉きという手法で紙を漉いていく谷野雅信さん。谷徳製紙所三代目として、祖父や父から技術を受け継ぎ、次の時代に伝えるべく新たな商品作りに取り組んでいる。



1枚1枚手作業で漉いていく

名塩和紙の原料は雁皮（がんぴ）という沈丁花科の木。栽培するのは難しく、自生しているものを使うため、谷野さんは、山林に入って、雁皮の皮を剥いで原料にする。

和紙作りの工程の中で、この皮を剥ぐまでの時間がほぼ半分を占めると聞き、その大変さに驚かされる。

雁皮は自然のものだけに、チリが多く、処理に手間がかかる。しかし、繊維は細くて薄く、香りが強いことから虫が付きにくく、丈夫で保存性がよい紙に仕上がる。

◆地元の泥土が強度と色を出す

名塩和紙は、雁皮に名塩の泥土を混ぜるのが特徴で、土によって5つの色を出す。また、泥土を加えることで、長期保存ができ、燃えにくい紙になるため、間似合紙（まにあいがみ）と呼ばれ、襖の表張り、金屏風の下地に使われている。また、偽造しにくいことから、昔の藩札にも利用されていた。

谷野さんが守り続けている溜め漉きの技法こそが、名塩

和紙の特徴のひとつで、泥を混ぜていることから重さもあり、紙の厚みを平均に保つことが難しい。紙漉きは女性の仕事だという地域もあるが、力仕事ゆえに名塩では男性の仕事とされてきた。

◆自然を守ることが伝統をつなぐ

工程の一部を紹介すると、丸一日、名塩の天然水に雁皮の皮を浸け、白皮と呼ばれる繊維を剥ぎ、ソーダ灰を加えて3時間煮、不純物を取り除き繊維をやわらかくする。冒頭に紹介した溜め漉きに至るまでにかかる手間と時間だけでも膨大だ。

「毎日やっても計算通りにはいきません」と谷野さんが言うように、名塩の山でとれる雁皮、名塩の泥土、そして名塩川の清らかな水。材料はすべて自然の産物だからこそ、均一な状態とはいかない。

雁皮は成長するまでに7～10年かかるため、谷野さんはむやみにとることはせず、「雁皮が育つような自然環境を守りたい」と、山林の保全にも力を入れる。

工房の隅には、墨文字が書かれた古い和紙が置いてあった。これは、漉き返して襖の裏張り紙になる。江戸時代まで、紙は貴重なものとして、何度もリサイクルして使われていた。再生可能な日本の技をもっと身近に封筒や一筆箋、名刺など、商品化したものは、自然の色合いや手触りのよさから、若い人にも好まれている。

かつて日本画家の円山応挙が障壁画に好んだという記録もあり、日本画にもより使いやすいように、また新たなアーティストや異業種とのコラボレーションに取り組もうと研究を続けている。

（取材協力：ウエストプラン）

商品 History

- 1915年 創業
- 1983年 名塩紙が兵庫県無形文化財に指定される
- 2002年 二代目谷野剛性が国の重要無形文化財 名塩雁皮紙製作技術保持者（人間国宝）に認定される

商品に関する問い合わせ先

谷徳製紙所 西宮市名塩2-2-23
【TEL】0797-61-0224 【URL】<https://www.najiwashi.com/>

